

箕面市早期療育事業送迎車両
運行管理委託仕様書

箕面市教育委員会事務局
子ども未来創造局子どもすこやか室
総合保健福祉センター分室

箕面市早期療育事業送迎車両運行管理委託仕様書

本仕様書は、箕面市早期療育事業児童送迎車両の運行業務及び車両の維持管理業務の各業務内容を明確にするとともに、安全かつ適切な運行を図ることを目的として、必要な事項を定める。

1. 運行業務

(1) 業務内容

箕面市児童発達支援事業所あいあい園を利用する箕面市在住者の内、送迎を希望する者の事業所と自宅間の送迎を行うためのリフト付きワゴン車の運行及び同業務の空き時間における早期療育事業に係る補助業務に当たるものとする。

(2) 運行日

毎週月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く）とする。

(3) 運行時間

運行時間は、午前8時から午後5時30分までとする。

(4) 運行体制

- ①運行台数：リフト付きワゴン車1台
- ②運行体制：毎運行日及び運行時間にあたっては、運行に支障を来たさないように運転士の勤務態勢を整えなければならない。
- ③運転士の資格：運転士は第二種運転免許を有し、車両維持管理等に必要な一定の知識、安全かつ丁寧な運転技術及び接客技術を有していること。
- ④運転士の業務：運転士は、児童送迎車両の運行に際し、次に掲げる業務を行う他、空き時間における早期療育事業に係る補助業務に当たるものとする。
 - ・車両の始業終業点検
 - ・車両の清掃
 - ・車両の適切な維持管理
 - ・利用者昇降時の安全確保
 - ・車椅子利用時の昇降リフトの操作
 - ・事故及び緊急時の対応（箕面市や関係機関への連絡を含む）

- ・運行全般にわたる介助員との連携と協力
- ・日報の作成と提出
- ・その他運行全般に付帯する業務

⑤その他：(ア) 当該業務の受託者（以下「受託者」という）は、あらかじめ運転士の履歴書及び運転免許証の写しを箕面市に提出し、承認を得なければならない。

(イ) 箕面市が運行上運転に支障があると認めた場合、箕面市は受託者に対して運転士の交代を求めることができるものとする。この場合、受託者は箕面市の求めに応じ速やかに運転士を交代させなければならない。

2. 車両維持管理等業務

車両維持管理等業務は、受託者が責任をもってこれを実施し、各業務に係る経費のうち、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く経費については受託者が負担するものとする。

(1) 管理車両（名称：児童送迎車あいあい園号）

車名	年式	登録番号	型式等
トヨタハイエースバン 車椅子仕様	令和1年式	大阪800そ4481	CBF-TRH223B改

(2) 業務内容

- ①管理車両の運行計画の企画立案及び箕面市への提出
- ②管理車両の法定点検、定期点検、整備、修理、清掃
- ③タイヤ・バッテリー・オイル等の定期的交換及び消耗品の管理、購入
- ④任意保険への加入（保険証の写しの提出）
- ⑤事故発生時の箕面市への速やかな報告、事故発生報告書の提出
- ⑥事故・故障等の処理、補償、修繕及び代車（同等品）の手配（概ね1時間以内の手配）
- ⑦車検の手配、費用・代車（同等品）の用意
- ⑧運転士等従業員の適切な労務管理、教育・研修
 - ・労務管理：労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他関係法令を遵守し、労務管理を行うこと。

- ・教育・研修：運転士の資質の向上を目的とした人権教育や福祉教育、接遇、接客研修などの企画実施及び企画書実施報告書の提出を行うこと。

3. 委託料の支払方法

委託料（消費税を含む）の支払方法は、年 12 回払いとする。ただし年間委託料を 12 で除して得た額に 1,000 円未満の端数を生じる場合、初回から 11 回目までの 1 回あたりの支払額は、当該端数を控除した額（以下「基本額」という。）とし、12 回目の支払額は、年間委託料から基本額に 11 を乗じて得た額を控除した額とする。

4. その他

- (1) 受託者は、この仕様書に定める事項を厳守し運転士に周知徹底すること。
- (2) 受託者は、箕面市が指示する業務委託に係る必要書類を速やかに提出すること。
- (3) 契約期間満了時等管理車両及び備品類を箕面市に返納する事態が生じた場合は、受託者の責任において現状復帰すること。
- (4) その他必要な事項及び疑義が生じた場合は、箕面市と協議しその指示を得ること。